



(マタギ語り)



(かんじき歩き体験)



(熊鍋)

(写真は全てイメージです)

◎ご旅行日程 <添乗員同行>

月/日(曜日)	行程	食事
2/18 (土)	8:30発 (貸切バス) 秋田駅(東口)=====上小阿仁=====	昼 (湯口内集会所) 夕 (ホテルフッシュ)
	10:30頃着 ==阿仁湯口内地区くさばずし・だいこん醤油づけづくり体験・昼食(だまっこ鍋)>==	
	13:00発 13:30頃着 15:00発 15:05頃着 16:20発 === Gondolaで行く森吉山樹氷鑑賞(山の案内人付) === ホテルフッシュ === (スノーキャンドルづくり)	
	16:50頃着 18:00発 18:30頃着 ===スノーキャンドルストリート in 阿仁(見学)=== ホテルフッシュ	
2/19 (日)	8:30発 (貸切バス) 9:10頃着 9:40発 ホテルフッシュ=====道の駅あに(お買い物)===== (チェンソーアート作品鑑賞)	朝 (ホテルフッシュ) 昼 (マタギの湯)
	10:00頃着 ==== 打当温泉・マタギの湯(マタギ語り・かんじき歩き体験・昼食・宝引き体験)==== <昼食(熊鍋+おにぎり+がっこ)>	
	14:34発 <内陸線・普通列車> 15:17着 ==== 阿仁マタギ駅 ----- 阿仁前田駅 ===== <車窓からの雪景色とアテンダントの観光案内をお楽しみ下さい>	
	(貸切バス) 17:30頃着 ==== 上小阿仁 ===== 秋田駅東口	

<注意事項>

コース表に記載されている時間は目安であり、交通事情、天候などで変更になる場合があります。
 寒い時期でございますので、防寒具のご準備をお願い致します。かんじき歩き体験には長靴が必要です。ご持参下さい。
 申込時のお名前、住所等は旅行目的以外には利用いたしません。モニターツアーにつき、アンケートや撮影にご協力いただけます。

企画主催 湯口内生活研究グループ
企画協力 秋田県農山村振興課、秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会、
 (協)秋田県旅行業協会

ご旅行条件(要旨)ご参加の皆様へ(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部になります。)

このご旅行は、秋田内陸縦貫鉄道(以下「当社」といいます。)が、企画・募集する企画旅行です。この旅行条件は当パンフレットに記載されているほか、下記の旅行条件と当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

- 旅行のお申込み及び契約の成立
 - 当社所定のお申込みと定めた事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申込みいただけます。お申込金は、旅行代金、取消料、又は違約料の一部として取り扱います。この際、ご予約の特典では、契約は成立してあらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(当社が定めた期限内)にお申込金とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
 - 企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受理したときに成立するものとします。
 - お申込金(お一人様)
- 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日の当社の定める期日までにお支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。なお、上記の経費はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をご取消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
①21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
②20日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
③7日目にあたる日以前の解除(④~⑥を除く)	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除、又は無連絡不参加	旅行代金の100%
- 旅行日程、旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件、その他やむをえない事由により、旅行日程を変更する場合があります。また定められた日程が変更され、その経費変更の代金が当社代金を超えた場合は、その差額をお支払いいただきます。なお、お客様のお申出により旅行内容を変更する場合は、別途所要費用をいただきます。
- 特別補償

当社は、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、生命、財産、身体または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。
- 旅行代金の基準

この旅行条件は2009年1月1日を基準としています。又、旅行代金は2011年1月1日現在の有効な運賃・規程を基準としています。詳しい旅行条件は添付にお知らせいたします。

個人情報の取扱いについて
 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの予約及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加のご案内や感想の提供のお問い合わせのお願い、特典サービスの提供等にお客様の個人情報を活用させていただきますことがあります。